

○ 対策項目と平時の備えの拡充

- ・ 従前からの対策項目（サーベイランス、医療等）に、新たにリスクコミュニケーションを始め、治療薬・治療法や検査、保健体制などを追加（6項目→13項目）
⇒ 対策項目ごとに、有事シナリオ区分を準備期、初動期、対応期に設定の上、特に、平時である準備期の取組みを充実
- ・ 県民等へのさらなる理解促進と、平時の訓練等を通じた点検・改善
⇒ 感染症予防計画や、第8次保健医療計画（新興感染症）等の施策を反映

○ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

- ・ 感染拡大や対応力向上等の状況変化に応じた、科学的根拠に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え
⇒ 感染まん延に伴う緊急事態宣言時などの、強制力の強い対策も予め規定

○ 専門家への意見聴取、本県における新型コロナ対応状況の反映 等

現計画の記載内容を抜本的に刷新し、令和6年度内の計画改定を図る

※ 庁内各課室の具体的な事務対応マニュアルや、市町計画も順次改定

4 計画の概要

I 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

[県行動計画改定の目的]

- ・ 新型コロナ対応での課題を踏まえた「感染症危機に対応できる平時からの体制作り」及び「県民生活及び社会経済活動への影響の軽減」 等

[県の感染症危機管理の体制]

- ・ 国機関との連携による、感染症危機管理に係る科学的知見の提供を受ける体制を整備
- ・ 保健所を地域における感染症対策の中核的機関に、県環境保健センターを県全体の感染症対策の技術的・専門的機関として位置付け

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

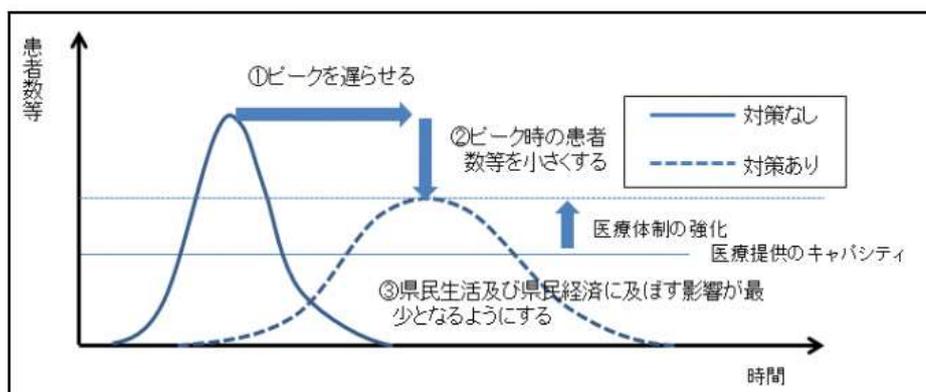
[対策の目的及び基本的な戦略]

○ 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護

- ・ 流行のピークを遅らせる
- ・ 流行ピーク時の患者数等を少なくし、医療提供体制への負荷を軽減

○ 県民生活や県民経済への影響を最小に抑制

- ・ 事業継続計画の実施等による県民生活・経済の安定に寄与する業務を維持



Ⅲ 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組（現行6⇒13項目）

1 実施体制

- ・ 平時からの、国、市町、関係機関等との情報共有や訓練を通じた連携強化
- ・ 感染状況に応じた特措法に基づく総合調整など、有事の対策の迅速・的確な実施 等

2 情報収集・分析

- ・ D X 推進による迅速・正確な情報収集と専門人材養成による分析能力向上 等

3 サーベイランス

- ・ 平時よりサーベイランス実施体制を構築
- ・ 感染症有事には、病原体のリスク評価等に基づく、適切な実施体制への移行や柔軟な感染症対策への切替を判断 等

4 情報提供・共有、**[新規]** リスクコミュニケーション

- ・ 感染症有事に県民が適切に判断・行動できるよう、双方向コミュニケーション環境を平時から整備
- ・ 感染症有事の情報錯綜や、誤・偽情報の流布に対し、科学的知見に基づく正しい情報の提供・共有 等

5 **[新規]** 水際対策

- ・ 検疫所等の関係機関連携による、国内（県内）への可能な限りの病原体侵入阻止 等

6 まん延防止

- ・ 医療提供体制の維持・継続を目的とした、適切なまん延防止対策の実施による感染拡大（スピード・ピーク）の抑制
- ・ まん延防止等重点措置や緊急事態宣言時、県民生活及び社会経済活動への影響を勘案した、強度の高い対策実施についての判断 等

7 **[新規]** ワクチン

- ・ 市町や医療機関、事業者等との連携による、ワクチン供給・接種体制の構築
- ・ 感染症有事の市町接種体制の支援と、ワクチンに関する最新情報の入手・共有 等

8 医療

- ・ 平時からの協定締結等による、感染症有事に迅速に立ち上がり確実に機能する、関係機関連携の医療提供体制の整備 [感染症予防計画・保健医療計画] 等

9 **[新規]** 治療薬・治療法

- ・ 平時からの抗ウイルス薬の計画的な備蓄
- ・ 感染症有事の適切な投薬実施の推進と、新たな治療薬・治療法の普及に向けた、国・医療機関との連携 等

10 **[新規]** 検査

- ・ 平時からの機器整備や協定締結等による、検査能力の確保 [感染症予防計画]
- ・ 実際の感染拡大に応じた、検査目的や対応の切替
（発生初期の封じ込め→ハイリスク者への早期の療養支援） 等

11 **[新規]** 保健

- ・ 平時から感染発生の初動対応を想定した組織体制構築や業務整理を行い、感染症有事には地域対策の中核として必要な対応を適切に実施 [感染症予防計画] 等

12 [新規] 物資

- ・緊急事態宣言下等の状況で、必要に応じて事業者等に、医薬品等の生活物資の売り渡しや、食料品・医薬品等の緊急物資の配送を要請 等

13 県民生活・県民経済

- ・平時のうちから、有事での県民生活や経済の安定に向けた事業継続の準備など、必要な対応を周知
- ・緊急事態宣言下等の状況で、必要に応じて事業者等に、生活物資の安定供給や、食料品等の緊急物資の配送を要請 等

5 改定スケジュール

- | | |
|--------|---|
| 令和6年7月 | 政府行動計画改定(閣議決定) |
| 8月 | 都道府県計画改定に向けた国指針の呈示 |
| 9月 | 第1回県感染症対策連携協議会(計画改定方針) |
| 10月 | 市町・関係団体等からの意見聴取 |
| 11月 | 第2回県感染症対策連携協議会(計画素案)
第1回県新型インフルエンザ等対策推進会議(同上)
県議会環境福祉委員会(同上) |
| 12月 | パブリックコメント実施、市町・関係団体等からの意見聴取 |
| 令和7年2月 | 第3回県感染症対策連携協議会(計画最終案)
第2回県新型インフルエンザ等対策推進会議(同上)
県議会環境福祉委員会(同上) |
| 3月 | 計画改定・公表、内閣総理大臣への報告 |
| 6月 | 県議会報告(計画改定)、市町行動計画の改定(令和7年度内) |